

令和3年第3回定例
夕張市議会会議録
令和3年9月8日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
第 2 認定第 1号 令和2年度夕張市一般会計
歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和2年度夕張市国民健康
保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 令和2年度夕張市市場事業
会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号 令和2年度夕張市公共下水
道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 令和2年度夕張市介護保険
事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号 令和2年度夕張市後期高齢
者医療事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて
認定第 7号 令和2年度夕張市水道事業
会計決算の認定について
第 3 報告第 1号 令和2年度健全化判断比率
及び資金不足比率の報告について

◎出席議員 (8名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開議

●議長 大山修二君 これより、令和3年第3回定
例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は8名全員
であります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第125条の規定により
高間議員
今川議員
を指名いたします。

●議長 大山修二君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。
本定例市議会に出席を求めた説明員につきまして
は、さきに報告のとおりであります。
以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君
教育長 小 林 広 明 君
選挙管理委員会委員長
柳 沼 伸 幸 君
農業委員会会長 後 藤 敏 一 君
監査委員 西 田 洋 二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 本 間 和 彦 君
総務課長 芝 木 誠 二 君
地域振興課長 木 村 友 哉 君
財政課長 押野見 正 浩 君
税務課長 池 下 充 君
建設課長 鈴 木 茂 徳 君
土木水道課長 阿 部 充 雅 君
上下水道担当課長
三 浦 譲 君
市民課長 佐 藤 学 君
保健福祉課長 平 塚 浩 一 君

生活福祉課長兼福祉事務所長

堀 靖樹君

消防長 増井佳紀君

消防次長 石黒友幹君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 寺江和俊君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝木誠二君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 福士泰史君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

書記 山下倫弘君

書記 相澤由貴君

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 大山修二君 日程第1、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、熊谷議員、今川議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1件目に、夕張市プレミアムチケット事業について伺います。

1点目、プレミアムチケットの再募集についてですが、今年度販売しております夕張市プレミアムチケットについて、当初の販売期間が終了した後に購入

希望者を再募集しましたが、再募集に至った経過について伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のプレミアムチケットの再募集に関するご質問にお答えをいたします。

この夕張市プレミアムチケット事業でございますけれども、市内での消費を喚起し地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内事業者のみなさまを支援するために実施するものでございます。

全世帯を対象に引換券を配布する方法により、当初の販売を行ったところでございますが、その効果を最大限に生かすために、購入希望を募集する形で再販売を実施することとしたところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 最初の段階で、どの程度の世帯が購入したのか、再販売の予約は何人くらいからあったのか伺います。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。

厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問についてお答えをいたします。

1回目の販売で、何%販売が行われたかということでおございますが、パーセントでいいと約65%。これは世帯のほうにお送りをしてございますので、その世帯数ということになりますと、2,758件でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 今、再販売のほうも予約も

伺ったのですが、その答弁がなかったかと思います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問についてお答えをいたします。

再販売でございますが、こちらのほうは2,284の方からお申込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 それについては、分かりました。

2点目に、夕張市プレミアムチケット事業の評価について伺います。

本事業は、市内の消費を喚起し地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内事業者を支援するために販売されたという先ほどのご答弁でした。

途中経過として、現在どのようにこの事業を評価されているのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の夕張市プレミアムチケット事業の評価に関するご質問についてお答えをいたします。

現段階では、まだ販売額、それから利用額というものはまだ出てございませんけれども、1回目の販売でございます、当初予定額の約65%が販売されたということは先ほども答弁をさせていただきました。加えて、追加販売の申込みも先ほど答弁をさせていただいたとおりでございまして、初期の目的であります、市内の消費喚起の効果については得られるものと、そのように評価をしてございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 市長の政策として全世帯分の予算をつけたということで、今回は35%の世帯が購入しなかったという状況かと思いますが、このこ

とについて市長はどのようにお考えですか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

この夕張市プレミアムチケット事業を実施するに当たりましても、いろいろな方法を考えて、その上で今回の販売方法に決定をしたところでございます。

その上で、議会のほうからもご意見を承りまして、市内の販売方法の見直しですとかを行う中で、必ずしも全市民ということではないでしようけれども、必要な方々につきましてはご購入いただけるような形が取れたのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 市長の、今、必要な方々が購入できたのではないかというご答弁でしたけれども、それぞれの理由があって、本当に使えばメリットの大きいプレミアムチケットを購入しなかった市民の方たちのためにも、このコロナ禍で住民生活の支援の手が届くようにということで、給付型チケット事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この使用目的を見ますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、そして住民生活の支援として実施することが想定され、地方創生に資すると考えられるものというふうに規定されておりまして、実際にこの住民生活の支援ということで実施されている市町村もあります。現行の事業形態では、チケットを購入した人のみが利用するために、地域経済に及ぼす効果も限定的です。このチケット事業を購入型から全市民を対象とした給付型になると、効果もより大きくなると考えますが、市長のお考えを伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の給付型チケット事業に関するご質問についてお答えをいたします。

本事業につきましては、市といたしまして全世帯を対象に引換券を配布し、希望世帯が購入するという形で実施をさせていただいて参りました。繰り返しになりますが、約65%が販売をされておりましたので、利用を希望する方々にはご購入いただけたものと、そのように認識をしているところでございます。

消費喚起という観点から申し上げますと、給付型のチケットによる方法でありますれば、配付した額面の消費にしかつながることができないところでございますけれども、実は今回実施をいたしました50%のプレミアム率、これを付与するプレミアムチケットの実施方法におきましては、チケットの購入費用について市民のみなさんにも当然ご負担をいただくわけでございますが、市といたしましても予算措置を行っているわけでございます。それで、そのプレミアム率が1.5倍ということですから、市が予算措置をしたいわゆる事業費の3倍に当たる金額相当の消費につなげることができたというふうに考えております。

今回の事業でございますけれども、市内での消費を喚起し地域経済の活性化を図りますとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内事業者を支援するため実施するものでございまして、より消費効果の高いプレミアム付商品券の方法で事業を実施したところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 市長のお考えでは3倍の効果があったということだというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、住民の生活の支援として実施するということも国のほうでは想定しているわけで、例えば、一例を挙げますと和寒町では住民1人当たり3,000円のお買物券、引換券を配つて3,000円分のチケットを入手する。そして、飲食店用の商品券がそのうち2,000円で共通商品券が1,000円ということで、3分の2を飲食店のほうに専用の枠

として設けています。

また、沼田町では町民一人につき5,000円なのですが、全店共通分で3,500円、飲食店限定で1,500円というふうに、コロナ禍で大きく打撃を受けている飲食店の専用枠を設けて、3割から6割充てまして、料理の持ち帰りを含めて飲食店への大きな支援になっているというふうに考えます。

夕張市では、まちじゅうこども食堂ということで、子どもさんのいる家庭には飲食店応援のチケットが配られていますが、全市民で飲食店を応援するための対策として、次回こういうプレミアムチケットなどを市の政策として行う場合にはこういったこともぜひ対策としてご検討いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のただいまの再質問についてお答えをいたします。

今回、プレミアムチケット事業について実施する際も、消費喚起ということもおっしゃられましたけれども、一方で事業者支援ですかそういったことを複合的に実施をしてきている経過がございます。それはその時点の判断によるものでございましたので、今後はコロナがワクチン接種も進んで、いわゆる陽性者が減少していくということが非常に望ましくて、そういう中ではまたこういった財政的な支援が必要な状況というのは来ないことが望ましいわけでございますけれども、今後、またこのような形の対応に迫られるという状況の中では、本日いただきましたご意見についても参考にさせていただいて、事業の内容を検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 市長のご答弁、よく分かりました。

2件目に移ってよろしいですか。

●議長 大山修二君 どうぞ。

●議員 熊谷桂子君 それでは、2件目に、生活困

窮者支援方策の周知について伺います。

まず1点目に、生活困窮者支援方策の周知方法についてですが、前回の第2回定例会において、生活困窮者に対する支援の周知について、市のホームページや市広報で周知しており、今後、分かりやすいレイアウトや他自治体などの情報も参考にしながら対応していくとの答弁をいただきました。

約3か月が経過した現在、どのように検討、実施されてきたのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の生活困窮者支援方策の周知方法についてのご質問にお答えをいたします。

本年令和3年6月9日でございますが、第2回定例市議会におきまして、熊谷議員からの質問に対し回答を述べたところでございますが、直ちに検討する中で、6月15日には市のホームページの掲載方法を見直し、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援についてということで、まとめた形で現時点で国が示す各種支援の一覧など、市の問合せ窓口の一覧と併せて分かりやすく掲載し、更新したところでございます。

また、その後新たな支援策が実施される都度、7月5日でございますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、それから7月9日には子育て世帯生活支援特別給付金についてということで、市ホームページに掲載をし、必要な情報を周知しているところでございます。

今後も、ほかの自治体の情報収集に努めまして、ホームページを活用した周知を実施したいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 スマートフォンサイトで確認させていただきましたところ、大変分かりやすいサイトになっておりまして、市民のみなさんからも好評価になっているのではないかと安心したところ

です。

2点目に、生活保護制度の周知について伺います。

生活保護制度は、生存権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利として憲法で保障されています。この生活保護制度は、生活困窮者にとって非常に効果的な支援策であり、最後のセーフティーネットとも言われ、歴史的には社会保障の基礎ともなった制度です。現在、長引くコロナ禍の暮らしで生活が激変し、コロナ関連の解雇、雇い止めや休業により困窮する労働者が大量に発生していますが、それにもかかわらずコロナ関連の各種生活支援策が期限切れになってきており、もはや生活保護でしか人々の生活を支えられない状況となりつつある。そういうふうにおっしゃる専門家もいるほどです。

さらに、国民の生活を見ますと、長引く不況の中、税や社会保障の国民負担率は収入の44%を超えていました。また、2013年度に厚生労働省社会保障審議会特別部会委員を務め、今、大学でも教えられている藤田孝典さんの2015年の著作「下流老人 一億総老人崩壊の衝撃」という本を読みますと、このままの政治状況が続けば日本の高齢者の9割が生活保護基準相当で暮らすようになると言われ、格差がますます拡大し、コロナ禍もあって国民の多くが貧困化していることが推測されます。

しかし、その反面、専門家が生活保護ハラスメントという用語を提案したいというほどのバッシングや偏見が社会にあふれている状況であり、厚労省が昨年末から生活保護は国民の権利だ、使っていいのだとホームページなどで言っているのにもかかわらず、他の自治体の窓口では、相変わらず窓口で相談者を追い返すような水際作戦が行われている現状もよく聞くところです。

また、生活保護バッシングなどもあって、現状として健康で文化的な最低限度の生活の基準を下回る生活を送っているにもかかわらず、生活保護が恥だとか不名誉なものというふうに考える人が多く、生活保護の利用にためらいを感じている人は多数に上ると言われています。それらの人々は、生活に困窮

したまま放置されてしまっている現状があり、病気になっても治療費や薬代もなく、自死に追い込まれたり人知れず亡くなるケースも決して少なくはありません。

そんな状況の中、今年になって札幌市では、生活保護の申請は国民の権利ですというポスターを作り、貼り出しました。これを見まして、私は夕張市を含め全国でこんなポスターを貼っていただけたらという思いで、インターネットのSNS、ツイッターに投稿しましたところ、全国で8,000人を超える方から反響がありまして、この札幌市のポスターが全国で本当に待たれているポスターであったことが改めて実感されたところです。

このポスターにつきまして、市長もご覧になったことと思いますが、内容は非常に分かりやすいイラストとともに、小さい子どもがいてフルタイムで働けない、給料が安くて生活できない、親の介護で働けない、新型コロナで収入が減った、けがをして働けない、再就職が決まらない、新型コロナで仕事が見つからない、持病が悪化して働けない、私たちの年金では暮らせないなどの具体的な事例とともに、真ん中に生活保護の申請は国民の権利ですと大きく書かれ、お困りの場合はお住まいの区役所保護課へご相談くださいと書かれて、電話番号も記載されています。

生活困窮者を積極的に支援していくには、このポスターのように生活困窮から一步踏み出せるよう背面を押してあげられるような内容の印刷物で、市内に広く周知をしていくことが必要だと考えますが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の生活保護制度の周知についてのご質問にお答えをいたします。

生活保護制度につきましては、生活困窮者支援策の周知と同様に、市のホームページに掲載し、周知に努めているところでございます。

また、このほかでございますけれども、毎月開催

されております夕張市民生児童委員協議会の主催の会議におきまして、制度改正の説明などを都度行わせていただいておりまして、知識のブラッシュアップを図っておるところでございます。

今後とも、これまでと同様、民生委員の方々のご協力、これを得ながら要保護性またはそのおそれが確認された場合、円滑に生活保護につながるよう、市としても懇切丁寧に対応する所存でございます。

なお、ポスターについてのご提案もございましたが、印刷物につきましては、市といたしましては既に作成済みでございますけれども、夕張市生活困窮者自立相談支援事業として作成をいたしました案内ポスターがございますので、これを活用し周知したいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 さらに、これまで問題とされていた家族や兄弟に扶養を求める扶養照会について、今年4月1日に厚労省は扶養照会を拒否する者の意向を尊重する、こういう方向性を示すとともに、扶養照会を行うのは扶養が期待できる場合のみに限るとの通知を出していますが、夕張市はどのように対応されているのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただきました扶養義務者に対する直接の照会についてでございますけれども、議員のほうからもお話をございましたが、厚生労働省より令和3年3月1日付で通知のございました生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて、この一部が改正をされました。要保護者からの聞き取りによりまして、扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行われることとなったところでございます。

当市におきましても、この国が示す扶養に関する調査手順に基づきまして、適正に取り扱うことを行

じめとし、丁寧に扶養義務者の状況をお聞き取りをし、要保護者に寄り添った対応に努める所存でございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 生活保護を受けたくないという理由の大きなものとして、この扶養照会というのがあります。家族ですとかその兄弟、親戚等にそういうことをされて自分がそういう境遇になってしまったことを知られることに対して拒絶感があつて、それで受けないという方もたくさんいらっしゃいますので、適正にされているということでしたが、ぜひそういう人権を最重要にしたご配慮をお願いしたいというふうに思います。

また、生活保護が貧困をどの程度解決できているかの指標として、捕捉率という言葉があります。捕捉率は受給世帯数を貧困世帯数で割って算出するわけですが、欧米先進国、アメリカ、イギリス、ドイツなどでは40から80%を捕捉し、そういう給付を行っております。しかし、日本では10%から20%というふうに非常に低い状況だということが専門家の調査で分かっているのですが、夕張市の捕捉率についてどのようにになっているのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいま熊谷議員からご質問のございました夕張市における捕捉率の取扱いについてでございますが、この捕捉率につきましては、当市では推計しておりません。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 推計していないというご答弁でした。

繰り返しになりますけれども、受け取る年金が少なかつたり、病気や障害で働けなかつたり、母子家庭で収入が少なかつたり、そうしたときに憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するもの

として生活保護制度があります。市民全てが健康で文化的な最低限度の生活が保障されるように、低年金者も含めて必要な人が安心して生活保護を申請できるように、国民の権利として、先ほどポスターなど実際に印刷物があつて貼っているというご答弁もありましたけれども、さらに分かりやすいポスターですとか、先ほどから申し上げているように、ためらっている方の背中を押すような、そういうポスター、また、民生委員さんたちの協力を得て、懇切丁寧に対応しているということでしたが、口頭でそういうふうにお話しさするだけではなく、ぜひ分かりやすい印刷物。本当にこれは国民の権利として需給できる、そんな恥ということではないということが分かるような、そういう印刷物なども作って、ぜひ民生委員さんなどからも積極的にお知らせしていただきたいというふうに思うのですが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、先ほどのポスターからの関連でございますけれども、私のほうから先ほど答弁をさせていただいた中で、既存の生活困窮者向けの相談を受付していますよというポスターを制作しているということで、各所に貼っていただいているということを説明させていただきましたが、今回ご質問いただきました札幌市のポスターなども参考にさせていただいた上で、まずはやはりそういったお困り事を抱えている方に気づいていただきやすいワードといいましょうか、そういったものを。それから、挿絵などを追加することで対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 今、市長のご答弁で気づいていただきたいワードや挿絵という、そういう丁寧なご答弁もありました。ぜひよろしくお願ひいたし

ます。

3件目に行ってよろしいですか。

●議長 大山修二君 どうぞ。

●議員 熊谷桂子君 それでは、3件目に、公営の合葬墓について伺います。

かつて12万人近い人口を誇った夕張市では、市内に墓地が8ヶ所あり、お盆の頃になると実家への帰省や墓参のためのたくさんの車が行き交うのが夏の風物詩となっているところです。

また、夕張には既に縁故者がおらず墓じまいのお話や価値観の多様化により、これまでとは違った形のお墓もテレビ番組などで特集が組まれるようになりました。

そこで、公営の合葬墓に関わって質問をして参ります。

まず、1点目に、本市での無縁遺骨について伺います。

2019年6月11日の朝日新聞の記事によりますと、ここ20年ほどの間に引取手がおらず、無縁納骨堂に安置されている遺骨が全国で増加していることが報道されています。日本では、死後火葬をしたりお墓に納骨したりする人がいない場合、自治体が遺族の代わりに行わなければならないことになっているところですが、自治体が引き受けた遺骨が全国で最も多い大阪市では、大阪市内で亡くなった人の8.3%が無縁遺骨となり、無縁納骨堂に安置されています。言い換えますと、大阪市では遺骨の引取手がない死者が12人に1人いることになり、この25年間で7倍近くも増えている。また、横須賀市でも15年で無縁遺骨は10倍になっていると報道されています。

さらに、これは身元不明者だけではなく、身元が分かっているのに遺骨の引取手がない場合、経済的に余裕があっても、既婚者であっても、親族との関係が疎遠で無縁遺骨として安置されるケースは珍しくないと報道されています。

また、インターネットなどで調べても、引き取りたくない遺骨なんか引き取らなくていい、市区町村が処理してくれるなどの答えが多数出てくるよう

状況があります。

全国的にそのような状況がある中で、夕張市においては無縁遺骨についてどのような状況になっているのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の本市での無縁遺骨の扱いについての質問にお答えをいたします。

本市では、遺骨を引き取るご遺族がいらっしゃらない場合には、これまで長きにわたりまして市内の労働団体のご協力をいただきながら、団体が管理する無名碑への納骨を行っているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 まずは、その無縁遺骨、市としてその納骨堂がないということが分かりましたので、この件に関わることとして、2点目に公営の合葬墓について伺います。

少子高齢化が進み、子ども世帯が本市から遠くに生活拠点があるなどを理由に、お墓の管理に不安を抱える中で公営の合葬墓の要望も耳にするところです。

2019年1月14日付の朝日新聞の記事でも、複数の人の遺骨を一緒に納める公営の合葬墓が大都市圏で急増しており、朝日新聞の調査では、東京都と20政令指定都市のうち、都と12指定市が公営墓地に合葬墓を設け、3指定市が新たに造る。これは、超高齢化による志望者の増加と墓の無縁化を懸念する人が増えていることが背景にあると報じられています。

近隣では、岩見沢市が今年になって合葬墓を造ることを決め、岩見沢市民であれば1万5,000円で納骨できると話題になっています。

先ほども述べましたとおり、多くの国民の貧困化が進む状況の中で、死んでから入るお墓に必要以上のお金をかけたくない人や、かけたくてもかけられない人も増えており、市民からの相談で安く納骨できる合葬墓の相談が増えているのも実情です。

そこで、本市では公営の合葬墓についてどのよう

に考えていらっしゃるのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の公営の合葬墓に関する本市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

現在、市内7ヶ所の市営墓地では5,008基の利用をいただいているところでございまして、過去3年間の新規利用延べ件数でございますが、こちらが27件ございました。これに対しまして、市外の墓地等への改葬件数、これは同じく過去3年間で124件ということで、圧倒的に多いわけでございます。

こうした実情も踏まえまして、3年前から北海道内における合葬墓について調査を行ってきております。今後も将来のまちづくりを見据え、規模や場所、管理方法など、合葬墓の必要性について多角的な視点から検討を続けて参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 3年前から調査を進められて、今後、必要性を検討していくことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、埋葬の多様化について伺います。

価値観の多様化により、従来の概念にとらわれない合葬、自然葬などの埋葬方法が増えてきて、テレビ番組でも特集が組まれるようになりました。

樹木葬墓地は、国内で1999年、岩手県一関市の寺院で始まり、その後、民間や公営の墓地にも広まつたと言われております。研究者によると、正確な数は不明だが全国に数百ヶ所はあると見られ、高齢社会で死者数が増え、埋葬地不足が懸念する首都圏や大阪などの都市部を中心に近年急増、土に帰りたいという自然志向に加えて、継承者が不要で個人でも入れ、従来型のお墓より費用が安く、管理の手間もかからないなど、利用者のニーズに合致しているため、今後も、間違ひなく増えていくと見られています。

また、公営霊園では、横浜市が2007年に設けた墓

地が最初とされ、関西では京都市の深草墓園に19年、樹木型納骨施設ができました。

さらに、人生の終わらせ方を提案する終活関連会社の実態調査によりますと、昨年に同社サイトで資料請求、相談し、お墓を購入した約800件のうち樹木葬が42%で最も多く、一般墓27%、納骨堂25%を上回っています。

また、お墓探しの情報サイトでもアンケートをしたところ、購入したお墓の種類は樹木を墓標とするタイプの樹木葬が46.5%と最多だったとあります。10年前の調査では、9割が一般墓で樹木葬が首位になったのは初めてで、樹木葬と納骨堂を選ぶ理由では、子どもに迷惑をかけたくない、継承者がいないが多かったとあります。

さらに、箕面市でもメモリアルパークで2009年から樹木葬を取り入れたところ、これまでの契約は約4,200件に対し、5年ほど前から樹木葬が一般墓を上回るようになっています。

また、道内の状況では、昨年10月7日の道新では、お見送りの形、多様化。海に散骨、樹木葬、墓、守る人減り、自然葬に注目というタイトルで、函館市内の状況が記事にされていました。函館でも、全国と同様、墓地の管理料負担の重さや墓を維持する親族が不在になるなどの理由で、墓を解体、返還する墓離れが増えつつあり、合葬墓や合同納骨塚に加え、海洋散骨のような自然葬が注目を集めていること。

また、2017年に道南で初めて樹木葬を導入した財団では、2019年には17年の約4倍となる66件の埋葬を受注。市内在住者からの依頼がほとんどで、現在は生前予約も含め、160件を超えてます。同財団の樹木葬の永代使用料は、1体15万円、支払いは1回で終わり、運営者が管理を請け負うなど手軽さが人気となっていますが、同財団でも過疎化や少子高齢化でお墓を守る人が減り、子孫に負担をかけないために樹木葬を選ぶケースが増えたと分析しています。市民の間合せは年々増えていて、今後も、時代のニーズに合わせた葬送の場を提供したいと話しているとの記事です。

このように、近年の傾向として、樹木葬のニーズが非常に高い状況が伺えます。ぜひ、本市でも取組を進めていただきたいと思いますが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の埋葬の多様化についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま議員からお話がありましたとおり、近年価値観の多様化によりまして、様々な埋葬方法が増えてきているということは認識をしてございます。先ほど、合葬墓の答弁でも触れさせていただきましたけれども、この埋葬の多様化についての対応でございますが、こちらも将来のまちづくりを見据え、規模、場所、管理方法など多角的な視点から検討を続けて参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●議員 熊谷桂子君 再質問ではありませんが、今回質問をするに当たり調べてみまして、ここまで樹木葬が一般化していることに正直驚きました。

実は、私自身も死後はできれば夕張でメモリアルパークのような広い場所で桜の木の下にでも納骨していただいて、子どもたちや孫たちがお花見がてら散歩をして、帰りに夕張の飲食店で食事をして帰る、そんな未来を夢見ています。ぜひとも、夕張の自然を生かした市民から喜ばれる公営墓を造っていただきますように要望しまして、質問を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、熊谷議員の質問を終わります。

次に、今川議員の質問を許します。

今川議員。

●議員 今川和哉君（登壇） 今川和哉です。私からは、市が所有する財産である不動産施設で現在利用されていない遊休施設等について、通告のとおり2点質問いたします。

まず、市所有施設の維持管理と状況把握についてお聞きいたします。

市有財産といつても様々な種類があり、その使用目的や事業内容により、それぞれ所管する担当課ごと、管理をしているのだと思います。現在利用がされていない遊休施設を含め、市として多くの施設を所有している中で市所有の施設等が現在どのような状況にあるのか、全体としてどう把握しているのか、伺います。

また、市有の遊休施設の一例として石炭の歴史村公園、ファミリーキャンプ場、丁未風致公園、郷愁の丘ミュージアムの現状についても併せて伺いますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の市所有施設の維持管理と状況把握についての質問にお答えをいたします。

市所有の公有財産につきましては、大きく分類しますと行政財産と普通財産に分かれます。行政財産は公用または公共用に供する財産のことをいうものでございまして、その目的に応じて担当課で所管をしております。また、行政財産以外の一切の公有財産を普通財産として分類しております。

夕張市の場合、建物に限りますと公有財産が大小ございます。規模としては、工場、旧工場のようなものから車庫のようなものまで、ということでございますが、この件数が1,717件ございます。そのうち、行政財産が1,661件、普通財産が56件でございます。

先ほど申し上げましたとおり、行政財産は各所管課で維持、管理及び現況把握をしております。

また、普通財産につきましては、再度使用する場合、公用または公共用として活用が見込まれるもの。例えばございますが、閉校した学校などは普通財産と分類しておりますが、学校活用事業の所管課で管理及び現況把握をしております。それ以外の普通財産については、財政課で所管しております。

また、市の公有財産全体の把握でございますが、こちらは財政課におきまして台帳管理しているところでございます。

また、ご質問後段にございました石炭の歴史村公

園、ファミリーキャンプ場、丁未風致公園につきましては、それぞれ行政財産として所管課において維持管理しているところでございます。また、郷愁の丘ミュージアムにつきましては、行政財産として現在維持管理も含め、貸与しているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 ただいま答弁において、市において公用または公用に供している行政財産とそれ以外の財産である普通財産の区分と分類についてご答弁ありましたが、こちらの管理方法にそれぞれ違いはあるのかと、また、先ほど答弁いただいた全ての施設が遊休施設でも行政財産として区分されているということでしたけれども、こちらの普通財産と行政財産に分類する詳細な基準等があるのかどうか、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩
午前11時17分 再開

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。
厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

行政財産と普通財産、どのように区分をしているかというところでございますけれども、まず大きく特徴としてございますのは、行政財産につきましては、それぞれ条例が存在をするというところでございまして、それに基づき指定をさせていただいているところでございまして、それ以外のものについて普通財産という取扱いをさせていただいております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 ありがとうございます。

仮にこういった施設の状況について、市民等から問合せがあった場合、所管する課ごとにそれぞれ対応しているのか。また、市有施設について総合的に対応する窓口があるのかどうか、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問でいうところの、いわゆるワンストップの窓口というのはこの状況の中では設置してございませんで、いろいろな課のほうに直接照会があるケースがございます。そういう場合は、担当課に申し送り対応をさせていただいているという状況で、各課が対応しているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 1点目の再質問については、ほかは再質問はございません。

続いて、次に遊休施設の有効活用についてですが、現在利用がされていない市所有の遊休施設に対する方針はどのようにになっているかという点につき、質問いたします。

市として施設を管理するにも、当然まず財源の問題があることは理解しておりますが、市が保有する資産は市民の貴重な財産であり、地方財政法という法律においても地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないとされています。使っていない施設に市が積極投資をしろと言っているわけではありませんが、費用を使わない方法やある程度必要な範囲内で施設をどうしたら活用できるのかを考え、利活用の可能性を探っていくことは自治体の責務であると考えます。

そういうことから、遊休施設は市が把握している範囲の現況を対外的にも公表した上で、民間利用も含めて利用できるものは積極的に有効活用を図るべきと考えるところですが、市長の見解をお伺いい

たします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の遊休施設の有効活用についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、資産の有効活用を図るため、夕張市財産条例及び夕張市市有財産活用基本方針に基づきまして利活用目的や価格設定の方針を定め、譲渡または貸与を行ってきたところでございます。

また、今年度予算計上させていただきました公共施設等総合管理計画の改定作業、これを現在鋭意取り進めているところでございます。この計画の中で、施設ごとに今後の利活用方針を定めまして、計画策定後、市ホームページなどで広く周知して参りたい、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 現在計画を策定中ということで、現在使われていない施設の中にはやはり耐震性能に問題がある建物が多いものと思われますが、こういった耐震化されていない遊休施設の利用についてはどのように考えているか、方針等お伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問についてお答えをいたします。

ただいまのご質問につきまして、耐震性のない建物の取扱いということでございますが、先ほど答弁の中で触れさせていただきました公共施設等総合管理計画の改定に当たりまして、現在市の財産の現況、それから今後の活用方針、またご質問がございました耐震化の有無、いわゆる建築年といいましょうか、経過年といいましょうか、そういったところを総合的に取りまとめさせていただいているところでございます。

そこで、まず各所管をしている課の考え方をお聞きしながら、最終的には全体としてどのようにしていくかということをこの改定作業の中で行っていき

たいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 管理している担当課の意見も聞きながら考えるということでしたが、やはり老朽化も著しい建物も多いのかなと思います。予算的に使っていない建物の改修工事というのに大きな金額をかけることは不可能だと思いますし、解体をするにもなかなか限界がある。とはいっても、放置していくと廃墟や危険家屋となれば将来に負担を残すことにもなりかねない。どこかで優先順位を決めるなどの議論を始めなければならないのではないかと思われるところなのですけれども、この点につき見解をお願いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

現在取り進めています、公共施設等総合管理計画の改定作業でございますが、議員からご指摘ございました内容も含め、まちづくりマスターplanの地区別整備方針とも連動してまいる形になってこようかと思います。その中では、地区に必要な施設がどういったものであるのか、あるいはその建物の状況、それから地域の現況等を踏まえて、代替のものが必要なのか、それとも廃止してよろしいのか、そういった区分で選定のほうを進めさせていただきたい、その中で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 この質問で出しておりました、施設一覧の大概的な公表についてもう少し詳細なご答弁いただければと思うのですけれども、いかがでしようか。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。

厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

施設の一覧につきましてでございますが、現在公共施設等総合管理計画の改定作業を行っております、いわゆるシートにそれぞれ必要な事項を各課のほうで情報を入力していっているという状況がございます。

それで、どの時点でというところについて、本日はお答えできませんけれども、それがある程度作業が整って、公表できる状態に整いましたら、その時点をもって公表をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●議員 今川和哉君 既に各課が持っている一覧があるということでしたけれども、今まとめている最中ということでしたけれども、こちらの遊休施設の公表をするということになれば、どういった形での公開方法が考えられるか、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。

厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

その一覧の公表の方法につきましてでございますけれども、計画策定後、市ホームページ等で広く周

知をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●議員 今川和哉君 計画策定後、ホームページ等ということでしたけれども、そういったホームページをはじめとして費用の少ない広報の手段を積極的に考えていただきたいと思います。

例えば、その施設に関連のある業界雑誌だったり、建設関連の業界団体にプレスリリースを出すなど、手段はいろいろあるのかと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。こちらについては、答弁は求めません。

続いて再質問なわけですけれども、この公表する情報について、そのまとめ方についてちょっと再質問させていただきます。

公開する場合は、財産を管理している担当の課が現在それぞれ持っている情報というものをまとめていくことになるかと思うのですけれども、今後、施設を使いたいと考える方にとっては、施設に行くまでの道路がどのような状況にあるのかだとか、建物の改築が可能な都市計画となっているのかだとか、水道がどこまで通っているかのような基本的な情報は持っている担当課がどこであれ重要になるのではないかと考えるところです。

こういった府内の連携で把握可能な情報は、最低限まとめた上で一覧として集めていただきたいなと思いますし、そういった情報を公表することが親切かと考えますが、いかがでしょうか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁させていただいたように、財産が非常に多ございまして、その中では、私どもとしてはなかなかこれは活用に結びつくものではないのではないかろうかという思いがありつつも、一方ではやはりそういったところに何らかの価値を見つけて活用

してみたいというような照会も実際にあるところでございます。

そのような中で、現段階では、その照会をいただいた例もそうなのですけれども、各課が連携させていただく中で、まず活用したいというご意向をいただきましたら、その場合に土地あるいは現地での立会い、それから各インフラの状況についての説明ということを各課連携の中で行って参りたいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。
今川議員。

●議員 今川和哉君 ありがとうございます。

どういう施設が使えるかは、市の財政出動を伴わない範囲でぜひとも柔軟な対応を行っていただきたいとお願い申し上げます。

かつて炭鉱全盛期には、当市に多くの人口がいたという名残もあり、現在の人口に比べて夕張市内には使われていない施設が非常に多く存在します。こういった遊休施設について、今後の利活用をどうしていくか、行政だけでなく市民、議会も含め考えていかなければならぬ課題です。

本日ご答弁いただいた件も含めまして、今後も、議論を深めていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終了いたします。

●議長 大山修二君 以上で、今川議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第1、一般質問は、これをもって終結いたします。

●議長 大山修二君 日程第2、認定第1号令和2年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和2年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和2年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和2年度夕張市介

護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和2年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号令和2年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上7案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員会から説明あるいは報告することがあれば、発言を許します。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 認定第1号令和2年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号ないし第7号の各特別会計決算の認定について、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号令和2年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、4ページ及び7ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は125億5,887万1,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額122億618万3,000円に対しまして、支出済額117億2,361万9,000円となり、歳入歳出差引き4億8,256万4,000円につきましては、翌年度繰越財源2億3,833万2,000円を差し引いた2億4,423万2,000円を繰り越したものであります。

次に、認定第2号令和2年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定についてですが、9ページ及び11ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は13億6,668万2,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額11億8,873万9,000円に対し、支出済額11億8,873万9,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第3号令和2年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定についてですが、13ページ及び14ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は4,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額2,000円に対し、支出済額2,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第4号令和2年度夕張市公共下水道事業

会計歳入歳出決算の認定についてであります、16ページ及び17ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億3,524万4,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額2億2,791万2,000円に対し、支出済額2億2,791万2,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第5号令和2年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります、20ページ及び22ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は17億8,894万5,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額16億8,808万5,000円に対し、支出済額16億8,808万5,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第6号令和2年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定についてであります、24ページ及び25ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億2,764万3,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額2億1,323万円に対し、支出済額2億1,107万円となり、歳入歳出差引き216万円は全額繰り越したものであります。

最後に、認定第7号令和2年度夕張市水道事業会計決算の認定についてであります、初めに決算書1ページから4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、最終予算額4億7,520万4,000円に対し、決算額は4億4,700万7,000円となったものであります。また、支出につきましては、最終予算額5億3,356万5,000円に対し、決算額は5億1035万円となったものであります。この結果、8ページになりますが、収益的収支につきましては、消費税に関わる税抜き処理後、6617万7,000円の当年度純損失となりました。

次に、5ページ及び6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、最終予算額1,246万2,000円に対し、決算額は1,206万6,000円となったものであります。また、支出につき

ましては、最終予算9,730万円に対し、決算額は9,530万8,000円となったものであります。この結果、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,324万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号ないし第7号につきまして、その概要をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 西田監査委員。

●監査員 西田洋二君（登壇） 地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和2年度各会計の決算について、夕張市監査基準第4条第11号の規定に準拠して審査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

審査手続につきましては、各会計決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの計数の正確性を準拠するための関係諸帳簿との照合のほか、予算の執行状況等の審査を行いました。

その結果、令和2年度決算においては、水道事業会計を含む全ての会計において黒字または収支均衡となったところであります、各会計における決算書及び附属書類は適正に作成されているものと認められました。

財政再生計画の抜本的見直しから4年目となる令和2年度の新規事業としては、市営住宅指定管理業務委託、石炭博物館模擬坑道内排水業務委託、児童・生徒の情報化促進のタブレット購入事業等、また、継続事業としては、認定こども園整備事業、市立診療所移転改築事業、橋梁長寿命化計画事業、公園施設長寿命化計画事業、小中高連携事業、夕張高校魅力化事業等々ありました。

これらの結果、歳入では、国・北海道の補助金の有効活用やふるさと納税など、総体で前年度以上の財源を確保し、また、歳出については、節減にも努力が見られ、一般会計では実質収支額2億4,423万

2,000円の黒字決算となりました。

財政再生振替特例財の償還は、あと6年です。財政再生団体の期間終了が少しずつ見えてきたところであります。

しかし、夕張市には石炭博物館模擬坑道の取扱い、夕張市まちづくりマスタートップランの見直しによる立地適正化計画に基づくコンパクトシティの推進、人口減少と高齢化社会への対応等々の多くの課題が山積しています。今後も、必要な事業執行のための財源確保を図り、財政再生計画を着実に実行しつつ、安心・安全な市民生活と持続可能なまちづくりに向け、より一層の努力に期待いたします。

その他、審査結果の詳細につきましては、決算審査報告書のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより質疑に入りますが、本7案件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにいたしておりますので、この点をお含みの上、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、これをもって質疑を終わります。

本7案件については、議長及び議員選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には今川和哉さん、副委員長には本田靖人さん。

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました本7案件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月15日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 大山修二君 日程第3、報告第1号令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 報告第1号令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容につきましてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び夕張市全体の赤字の程度を示す連結実質赤字比率については、各会計におきまして黒字または収支均衡となったことから算定比率はありません。

借入金の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は70.0%、将来にわたり支払う可能性がある負担額の残高を指標化し、将来に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は336.0%となり、

実質公債費比率におきまして国の定めた財政再生基準を上回る結果となりました。これは、平成21年度に借り入れました再生振替特例債をはじめ、過去に発行した地方債の償還額やその残額が多額であることが主な要因であります。

今後も、財政再生計画に基づき、これらの債務の返済を計画的に行うとともに、新規市債発行などの抑制に努めながら改善を図って参ります。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。記載のとおり、水道事業会計及び市場事業会計並びに公共下水道事業会計の3事業会計、いずれも資金不足額が算出されないことから、算定比率はありません。

今後におきましても、3事業会計の経営の健全化に努めて参ります。

以上、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子

夕張市議会 議 員 今 川 和 哉